

随意契約理由書

件名	西神・山手線新長田駅冷凍機修理	
契約の相手方	荏原冷熱システム株式会社 大阪支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、神戸市営地下鉄西神・山手線の新長田駅の空調用モジュラーチラー冷凍機(1台)の故障のため運転不能となっている圧縮機を修理するものである。</p> <p>本業務の交換部品は、当該機器の主要な構成部品で、他のメーカーの部品とは構造が異なるために互換性がなく、修理後の運転に必要な制御や構造に関する詳細な情報は当該冷凍機メーカーのみが知りえることから、各部位の調整値などを適正に管理し機器全体の性能を保証するのは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>また、他のメーカーが修理を行った場合、責任の所在が不明確になることから、以降当該冷凍機メーカーから当該機器に対する機能維持のための点検整備が受けられなくなる。</p> <p>よって、本修理は当該冷凍機メーカーである上記業者しかできない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係	(電話番号 984-0181)